

東仙台中学校の部活動に係る活動方針  
(運動部，文化部共通)

平成31年4月  
仙台市立東仙台中学校

## 1 本校の部活動が目指すもの

### 【 学 校 教 育 目 標 】

心身共に健康で、豊かな人間性と確かな学力を身に付け、  
社会の変化に主体的に対応できる生徒の育成

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 部活動を通して、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しむことで豊かな人間性や責任感、連帯感の涵養等を図り、生涯にわたって親しむ資質・能力を育成すること。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 年間活動計画の作成

- ①顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②顧問の作成する年間活動計画には、活動日、休養日及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

### (2) 方針と計画の公表

活動方針並びに年間活動計画を生徒、保護者に周知する。

### (3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

### (4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

顧問は、上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

### (5) 毎月の活動実績報告

顧問は、毎月の活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日時等）を作成する。

## 3 指導・運営に係る体制について

### (1) 本校が設置する部

2019年度は下記の部を設置することとする。

種 目	種 目	種 目
陸上（男女）	女子バドミントン	女子卓球
野 球	男子バスケットボール	剣道（男女）
サッカー	女子バスケットボール	吹 奏 楽
ソフトボール（女）	男子ハンドボール	美 術
男子ソフトテニス	女子ハンドボール	家 庭
女子ソフトテニス	バレーボール（女）	コンピュータ
男子バドミントン	男子卓球	

※その他に、水泳・柔道・スキー・スケート・体操・駅伝等が特設される。

### (2) 保護者の理解と協力

- ①部活動方針について、全体の保護者会等で説明する機会を設定する。
- ②部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、部活動運営（年間計画、活動日、休養日、参加する大会等）について理解と協力を得る。

## 4 適切な活動時間並びに休養日等の設定

### (1) 学期中の休養日

※休養日とは朝及び放課後を含め一切活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上以上の休養日进行を設ける。  
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②週末に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の週末へ振り替える。  
※祝日、休日は週末と同じ扱いとする。
- ③定期考査期間や大会終了時期等を活用し、学期中に休養期間を設ける。

(2) 長期休業中の休養日 ※休養日とは一切活動を行わない日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、週末及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 学期中の平日の活動時間

平日の活動を時期に応じて以下の表のとおりとする。

3月～4月	通常練習	最大17:45まで	強化練習期間	最大18:15まで
5月～7月		最大18:15まで		
8月～新人大会		最大17:45まで		
新人大会～11月		最大17:15まで		
12月～1月		最大17:00まで		
2月		最大17:15まで		

(4) 学校の休業日（学期中の週末及、祝日、休日、長期休業中の平日を含む）の活動時間  
長くとも3時間程度とする。 (……練習試合等で超過した場合は代替の休養日を設ける)

(5) 朝練習の制限

- ①同一の部が、長期間にわたって連続的な朝練習は行わないものとする。
- ②朝練習が認められるのは、強化練習期間（ハイシーズン）にあたる場合である。ただし、生徒の健康を考慮し、朝練習をした場合は放課後の練習は通常練習内とし、さらなる延長はできない。(18:15までの延長は認められない)  
※朝練習が認められる期間は、大会へ向けた1か月程度とする。期間中、ある程度連続した朝練習となるが、休養日を設けることとする。  
※朝練習の活動時間は、午前7時30分から午前8時までとする。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン：大会へ向けた1か月程度）

年間計画において、強化練習期間（ハイシーズン）の設定が認められた場合、その期間は通常よりも長時間活動することができるものとする。ただし、最大18:15までとする。

※強化練習期間（ハイシーズン）とは、中学校体育連盟が主催する中学校総合体育大会や新人大会、中学校体育連盟が共催する大会等であり、各部において年間3回まで設定することができる。吹奏楽連盟は中学校体育連盟と同様とする。(以下同じ)  
また、県大会などの上位大会に勝ち進んだ場合は、強化練習期間を延長できるとする。ただし、健康状態や疲労の状態を十分に把握し、必要に応じて時間短縮や休養日の設定などを行う。

## 5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

体罰・ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

## 6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

- ①部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟等が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ②部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移手段について

現地集合・解散を原則とする。